

第1章 基本方針

第1節 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

その後、平成27年7月に「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」を設置し、平成28年度に一部事務組合を設立して、可燃ごみ広域処理施設の平成35年度の稼働を目指すこととなった。

2. 計画策定の目的

本計画は、当該可燃ごみ広域処理施設の整備を行うために、枚方市の「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（平成21年6月）」及び同計画の次期計画である「枚方市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」並びに京田辺市の「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書（平成23年8月）」及び同計画の次期計画である「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成28年2月）」を基礎に、両市のごみ処理施設整備基本構想を踏まえて、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う施設の整備に向けて施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項を整理することを目的とする。

第2節 基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮し、整備する。

○環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

○資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を販売し、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

○安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

○経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト（LCC）の低減を意識した施設とする。